



平成 30 年 4 月 18 日

各 位

会 社 名 サッポロホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 尾賀 真城  
ユ-ト<sup>®</sup> 番 号 2 5 0 1  
上 場 取 引 所 東証・札証  
問 合 せ 先 コ-ポ<sup>®</sup>レートコミュニケーション部長 梅里俊彦  
T E L 0 3 ( 5 4 2 3 ) 7 4 0 7

### 当社の連結子会社に対する訴訟の判決確定に関するお知らせ

平成 30 年 3 月 27 日付「当社の連結子会社に対する訴訟の判決（請求棄却）に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社子会社であるサッポロインターナショナル株式会社の海外子会社 Sleeman Breweries Ltd.（以下、「SBL」といいます。）がカナダ国オンタリオ州上級裁判所において提起されておりました訴訟につきましては、平成 30 年 3 月 15 日（現地時間）、原告の SBL に対する請求を棄却する旨の略式判決（サマリー・ジャッジメント）が出されましたところ、上訴期限までに原告による SBL に対する上訴がなされず、判決が確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. SBL の概要

会社名 Sleeman Breweries Ltd.  
本店所在地 カナダ国オンタリオ州ゲルフ市  
資本金 50,634 千カナダドル（約 43 億 1 千万円）  
代表者名 花澤 靖弘（President and Chief Executive Officer）  
事業内容 ビールの製造及び販売  
※日本円への換算は、平成 30 年 4 月 16 日のレートに基づきます。（1 カナダドル=85.28 円）

#### 2. 訴訟提起から本判決の確定に至るまでの経緯

SBL は、Liquor Control Board of Ontario（カナダ国オンタリオ州政府が保有するビール販売会社。以下、「LCBO」といいます。）、Brewers Retail Inc.（ビール小売店 The Beer Store を運営する会社で、SBL が少数株主。以下、「TBS」といいます。）、その他 2 社とともに、オンタリオ州において LCBO 又は TBS からビールを購入した原告から集団訴訟を提起されました。原告は、平成 18 年 6 月に LCBO と TBS が結んだビールの販売に関する取り決めにより、オンタリオ州において価格の高いビールを購入することになったと主張していました。

平成 30 年 3 月 15 日（現地時間）、カナダ国オンタリオ州上級裁判所において原告の SBL に対する請求を棄却する旨の略式判決（サマリー・ジャッジメント）が出されましたところ、原告が上訴期限である平成 30 年 4 月 16 日までに SBL に対する上訴を行わなかったため、SBL との関係で判決が確定いたしました。

#### 3. 原告の概要

- (1) 名称：David Hughes  
所在地：カナダ国オンタリオ州
- (2) 名称：631992 Ontario Inc.  
所在地：カナダ国オンタリオ州  
なお、同社の代表者は訴状において明らかにされておりません。

4. 本判決の内容

原告の SBL に対する請求を棄却する内容の略式判決（サマリー・ジャッジメント）が下されました。

5. 本判決の影響

本判決が当社の業績に与える影響はありません。

以 上